

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	佐賀県個人情報保護条例			法令の番号	平成13年佐賀県条例第37号			
許認可等の種類	個人情報の訂正請求に係る個人情報の全部を訂正しない決定			根拠条項	第24条第1項			
審査基準	別紙のとおり							
	受付機関	実施機関又は 情報公開 センター	処理 機関	実施機関	交付 機関	実施機関	標準処理期間 30日 (ただし、条例第24条第4項及び 第24条の2該当の場合を除く) 標準経由期間 - 日	目次 NO